

I P 通信網サービス契約約款(OCN) (共通編) 【現改比較表】 2025年3月31日現在

～2025年3月31日

2025年4月1日～

附 則 (令和7年3月18日 光事推第004744号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

<u>第2種契約</u> <u>タイプ8</u> <u>コース1</u> <u>プラン25</u>	<u>第2種契約</u> <u>タイプ8</u> <u>コース1</u> <u>プラン3</u>
<u>第2種契約</u> <u>タイプ8</u> <u>コース1</u> <u>プラン26</u>	<u>第2種契約</u> <u>タイプ8</u> <u>コース1</u> <u>プラン15</u>

3 前項の規定において、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に、次表の左欄の契約を、同表の右欄の契約とみなして取り扱うための変更をおこないます。この場合において、当社は期日等をあらかじめその第2種契約者に通知します。

～2025年3月31日	2025年4月1日～
-------------	------------

	<u>第2種契約</u> <u>タイプ8</u> <u>コース1</u> <u>プラン3 (タイプ8のコース1のプラン25から移行したもの)</u>	<u>第2種契約</u> <u>タイプ8</u> <u>コース1</u> <u>プラン1</u>	
	<u>第2種契約</u> <u>タイプ8</u> <u>コース1</u> <u>プラン15 (タイプ8のコース1のプラン26から移行したもの)</u>	<u>第2種契約</u> <u>タイプ8</u> <u>コース1</u> <u>プラン13</u>	
	<p>4 <u>この附則第3項の規定により移行した第2種オープンコンピュータ通信網サービスにおける利用料金は、料金表第1表第1 (利用料金) 1-2-2 (定額利用料) の規定によらず、次表に定める期間については、同表に定める料金額を適用します。</u></p>		
<u>移行後の第2種オープンコンピュータ通信網サービス</u>	<u>適用期間及び料金額</u>		
	<u>令和7年4月1日から</u> <u>令和7年6月30日まで</u> <u>の間</u>	<u>令和7年7月1日から</u> <u>令和7年9月30日まで</u> <u>の間</u>	

～2025年3月31日	2025年4月1日～		
	<u>タイプ8のコース1のプラン3</u> <u>(タイプ8のコース1のプラン25</u> <u>から移行したもの) 又はタイプ8</u> <u>のコース1のプラン15 (タイプ8</u> <u>のコース1のプラン26から移行し</u> <u>たもの)</u>	<u>5,400円 (5,940円)</u>	<u>5,800円 (6,380円)</u>
<p>5 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>6 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた第2種オープンコンピュータ通信網サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>			